

# 事業所のごみと資源物の 分け方・出し方

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第3条（事業者の責任）に基づき、事業所から排出されるごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

大量生産、大量消費、大量廃棄による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法など各種リサイクル法が次々と制定されました。

その中で、事業者の果たす役割も大きくなってきています。

事業者の皆さまには、この小冊子をご活用いただき、ごみの減量、資源化への取り組みと、循環型社会の形成へのご協力をお願いします。



## 目次

会社もしくは個人で事業を始める人……………	P.2
事業活動に伴って発生するごみとは?……………	P.3
ごみを減らして経費削減!!もったいないから始めましょう!…	P.4
産業廃棄物……………	P.6
産業廃棄物として処理するもの……………	P.7
一般廃棄物……………	P.8
紙類の分別・資源化をお願いします……………	P.9
一般廃棄物処理の流れ……………	P.10
一般廃棄物処理施設所在地等一覧表……………	P.11

**事業者の責務**として、次のような事項が義務づけられています。

- (1) 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより減量に努めること。
- (3) 廃棄物の減量、その他その適正処理等について、国や市の施策に協力すること。